

ラオス人民民主共和国
特許及び小特許に関する決定
科学技術省 No. 1714
ビエンチャン, 2020 年 12 月 15 日

目次

- 第 1 章 総則
 - 第 1 条 目的
 - 第 2 条 特許及び小特許
 - 第 3 条 定義
 - 第 4 条 特許及び小特許の保護を受けられる者

- 第 2 章 特許及び小特許の出願
 - 第 5 条 特許又は小特許を取得するための要件
 - 第 6 条 特許及び小特許出願の手続
 - 第 7 条 特許又は小特許の出願書類一式
 - 第 8 条 受領証の出願日を取得するための最低要件
 - 第 9 条 国際特許分類
 - 第 10 条 特許又は小特許の検討に関する原則
 - 第 11 条 方式審査
 - 第 12 条 出願の公開
 - 第 13 条 特許又は小特許出願に対する異議申立
 - 第 14 条 異議申立の審査
 - 第 15 条 実体審査
 - 第 16 条 発明又は実用新案に関する明細書の構成要素
 - 第 17 条 発明又は実用新案の詳細な明細書
 - 第 18 条 クレーム
 - 第 19 条 要約
 - 第 20 条 図面
 - 第 21 条 発明又は実用新案の新規性評価
 - 第 22 条 進歩性の評価
 - 第 23 条 産業上の利用可能性の評価
 - 第 24 条 出願の補正
 - 第 25 条 出願の分割
 - 第 26 条 新規の技術情報
 - 第 27 条 出願の補正に使用することができる情報
 - 第 28 条 追加情報の請求
 - 第 29 条 秘密保持及び書類ファイルの利用
 - 第 30 条 特許又は小特許権の付与
 - 第 31 条 特許又は小特許の付与の公告

第3章 特許又は小特許権の付与後の手続

第32条 特許又は小特許が付与された後の訂正

第33条 特許証又は小特許証の複製物の請求

第34条 虚偽の又は誤認を生じさせる情報に起因する特許又は小特許の取消

第35条 特許又は小特許の取消又は削除

第36条 保護期間及び保護期間の維持

第37条 権利移転及び権利移転の記録

第38条 特許及び小特許の使用許諾

第39条 特許又は小特許の所有者の承認を得ない使用の許可

第4章 特許及び小特許の出願並びにその他の手続の代理人

第40条 特許及び小特許登録及び／又はその他の手続を受けられる者

第41条 代理人の選任

第42条 委任状

第43条 代理の終了

第5章 特許又は小特許の付与に関する審理及び行政紛争の解決

第44条 審理及び訂正

第45条 行政審理

第46条 一時中断の請求

第47条 再検討

第48条 最終的な行政検討手続

第49条 最終検討委員会

第6章 複製物の作成

第50条 損傷又は紛失した書類の複製物

第51条 書類の複製

第7章 特許及び小特許保護組織

第52条 監督機関

第53条 知的財産局の権利及び義務

第54条 地方及び首都ビエンチャンの科学技術局の権利及び義務

第8章 最終規定

第55条 実施

第56条 施行

第1章 総則

第1条 目的

本決定は、特許及び小特許に関する知的財産法を国内において全国一律に実施するために、特許又は小特許の出願、特許及び小特許の発行後の手続、代理、行政審理並びに特許及び小特許当局等の特許及び小特許関係業務の実施に関する原則及び規則を定める。

第2条 特許及び小特許

特許とは、高い進歩性を伴い、かつ、産業用途に利用することができる新規の発明を保護するために国の機関が発行する公的証明書をいう。当該発明は、技術的方法を使用して、製品又は特定の課題を解決する新規の方法を創作する。

小特許とは、製品の改良又は新規製造方法のための実用新案を保護するために国の機関が発行する公的証明書であって、技術的改良及び発明よりも簡単な技法から得られる。

第3条 定義

本決定で使用する用語は、以下の意味を有する。

1. 「出願人」とは、特許又は小特許の登録、補正、一部若しくは全部の取消又は削除の申請を提出する個人、法人又は組織又は当該出願人の正当な承継人をいう。
2. 「申請」とは、特許又は小特許出願、補正及び特許又は小特許の一部又は全部の取消を申請するために使用される1組の書類をいう。
3. 「国内申請様式」とは、知的財産局に直接提出される特許若しくは小特許の出願、異議申立、補正、特許若しくは小特許の一部若しくは全部の取消の申請又はラオス人民民主共和国における手続のために知的財産局に提出される国際出願をいう。
4. 「国際申請様式」とは、特許協力条約に従って、ラオス人民民主共和国における手続前の特許協力条約に基づく特許出願、異議申立、補正、特許の一部又は全部の取消、削除の申請をいう。
5. 「取消」とは、特許若しくは小特許権の所有者による又は第三者による、特許又は小特許の発行の一部又は全部の取消をいう。
6. 「異議申立」とは、産業財産登録公報において公開された特許又は小特許出願に対する第三者の異議申立をいう。
7. 「分類」とは、実用新案又は発明の国際特許分類に従う国際分類をいう。
8. 「出願の分割」とは、出願人による、1の出願様式から原出願に関する2以上の出願への分割をいう。
9. 「権利所有者」とは、特許若しくは小特許に対する正当な権利を有する個人、法人若しくは組織又は弁護士又はかかる所有者の承継人をいう。
10. 「権利の移転」とは、被譲渡人へ特許又は小特許所有者の権利の一部又は全部を譲渡することをいう。
11. 「ライセンス許諾」とは、権利所有者が特許又は小特許の一部又は全部を使用する排他権を許諾する契約をいい、契約に定める条件に従ってライセンシーが契約を履行している場合に、ライセンシーに対して法的措置をとらない旨の契約を含む。
12. 「ライセンサー」とは、特許又は小特許権の一部又は全部を使用するライセンスを許諾

する個人，法人又は組織をいう。

13. 「ライセンシー」とは，特許又は小特許権の所有者から一部又は全部の使用を許諾された個人，法人又は組織をいう。

14. 「委任状」とは，特許又は小特許権の所有者が部分的に又は全面的に自己の代理人とするために 1 又は複数の者に与える書類をいう。

15. 「許諾者」とは，特許若しくは小特許の出願の提出又は知的財産局へのその他の手続について自己を代理するために権利の一部又は全部を 1 又は複数の者に許諾する発明又は実用新案の所有者をいう。

16. 「代理人」とは，特許若しくは小特許の出願の提出又は知的財産局へのその他の手続について発明又は実用新案の所有者に授権された弁護士又は代理人をいう。

17. 「発明者」とは，共同して発明又は実用新案を開発又は創作する個人又は集団をいう。

18. 「開示情報」とは，技術に関する知識を有する他者が追加の研究又は実験を必要とすることなく発明又は実用新案を解釈し，実施することができるように，発明又は実用新案に関する技術情報及び必要な場合は図面を完全かつ十分に詳細に提示することをいう。

第 4 条 特許及び小特許の保護を受けられる者

知的財産法第 26 条に定める者は，保護，証明書及び特許又は小特許保護期間の維持を受けられる。これらの者は，行政救済を受けられ又はラオス人民裁判所に苦情を申し立てること及び知的財産法若しくは本決定に定めるその他の手続を行うことができる。

第2章 特許及び小特許の出願

第5条 特許又は小特許を取得するための要件

特許を受けられる発明は、以下の要件を含む。

1. 登録出願前又は特許出願の優先日前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れかの場所において、創作されておらず、雑誌若しくは実際の実施又はその他の形態により公衆に公開されていない新規の発明であること
 2. 先の発明よりも進歩性を有すること
 3. 工業、手芸、農業、漁業、商業、サービス等の分野において利用可能であること
- 小特許を受けられる実用新案は、以下の要件を満たさなければならない。

1. ラオス人民民主共和国において先に知られていない又は当該小特許出願の出願日前1年以内に利用されていない新規の実用新案であること
 2. 技術的改良を有し、その革新性は、進歩性よりも容易であること
 3. 工業、手芸、農業、漁業、商業、サービス等の分野において利用可能であること
- 特許又は小特許を受けられない発明又は実用新案は、知的財産法第21条に定める。

第6条 特許及び小特許出願の手続

個人、法人又は組織は、知的財産局が規定する出願様式に基づいて知的財産局に出願を提出することができ、かつ、以下の段階に従う。

1. 知的財産局に提出される特許又は小特許の出願は、知的財産法第31条に定めるとおり記入し、本決定第8条の最低要件を少なくとも満たさなければならない。
2. 出願が最低要件を満たす場合は、知的財産局は、出願を受理し、かつ、整理番号及び出願日を付した出願受領証並びに公式手数料及びサービス料金の納付の領収証を提供する。出願が最低要件を満たさない場合は、知的財産局は、出願を拒絶する。
3. 特許又は小特許の出願人がその出願の取下を希望し又は出願が放棄され若しくは拒絶された場合は、納付された公式手数料及びサービス料金は還付されない。
4. 特許又は小特許の出願人が知的財産法第29条に定める優先日を主張する場合は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく出願の優先日の主張期間は、12月であり、特許協力条約に基づく出願は、優先期間の開始日から31月である。期間の最終日が公休日又は局が出願を受理しない日である場合は、局は、次の最初の就業日まで期間を延長する。

第7条 特許又は小特許の出願書類一式

特許又は小特許の出願書類一式は、以下の書類を含む。

1. 知的財産局が規定する出願定型様式
2. 提出が代理人によってなされる場合は、委任状
3. 発明又は実用新案を開示する明瞭かつ完全な明細書
4. 保護されるべき主題を明瞭に特定するクレームについての明瞭な説明
5. 図面
6. 要約
7. 公式手数料及びサービス料金納付の領収証

出願及び書類が英語によるものである場合は、知的財産法第37条に従ってラオス語に翻訳

しなければならない。かかる要件が満たされていない場合は、出願は、考慮されず、かつ、放棄されたものとみなされる。

特許及び小特許権の出願人は、出願内容のうち個人、法人又は組織の名称及び宛先等の部分を翻訳する必要はない。

第8条 受領証の出願日を取得するための最低要件

特許又は小特許の出願は、出願日を取得するために、以下の最低要件を満たさなければならない。

1. 出願人の名称、住所、国籍
2. 明瞭かつ完全な用語により発明及び実用新案を開示する明細書
3. 公式手数料及びサービス料金納付の領収証

加えて、出願人が代理されている場合は、出願人の代理人の名称及び宛先を明示した委任状が必要である。最低要件に基づいて提出された出願は、通知の日から15日以内に完全なものとしなければならない。

第9条 国際特許分類

特許又は小特許の出願は、国際特許分類によるカテゴリーを特定しなければならない。分類を特定することができない場合は、知的財産局に援助を請求することができる。

国際特許分類は定期的に変更されているため、出願は、出願時に使用されている国際特許分類に基づいて分類を特定する。

国際特許分類が出願の検討中に変更された場合は、知的財産局は、無料で分類を補正するべき旨を出願人に通知する。

第10条 特許又は小特許の検討に関する原則

特許又は小特許の検討において、出願は、知的財産法第28条に定める原則に従わなければならない。ほぼ同一又は類似の発明又は実用新案である同一の事項に関する特許又は小特許出願を提出する者が複数存在する場合は、最初に提出された出願が検討される。ただし、後の出願が優先日を有する場合は、当該出願が最初に考慮される。

知的財産局が出願の審査を完了した場合は、優先権を有する特許又は小特許出願が最初に発行され、後の優先日を有する出願に拒絶通知が出される。後の優先日を有する出願が完了し、当該出願が特許又は小特許を取得することができる場合は、局は、当該出願を、最初の優先日を有する出願の検討が完了するまで中断する。

知的財産局は、発明又は実用新案が知的財産法及び本決定を遵守しているか否かの可能性に関する法的相談及び助言を行わない。ただし、出願人は、サービス料金を納付することにより、先に提出された出願が存在するか否か又は同一の主題に関して証明書が発行されているか否かを知るために、知的財産局のデータベースにおける特許又は小特許の調査を請求することができる。又は出願人は、知的財産局の知的財産ポータル(IPポータル)によりデータベースにおける情報を調査することができる。

調査結果は、知的財産局のデータベースにおける特許又は小特許に関する情報についての予備的調査にすぎない。

第 11 条 方式審査

特許又は小特許の出願を受理した後、知的財産局は、60 日以内に、完全性、正確性及び知的財産法第 31 条に定める要件との適合性に関する出願の方式審査を完了する。

出願が不完全、不正確又は定められた要件に従っていない場合は、知的財産局は、通知の日から 60 日以内に、要件を満たすために書類を提供し又は出願を補正すべき旨を出願人に通知する。

出願人が所与の期限内に出願を提供又は補正することができない場合は、知的財産局は、出願が検討されず、かつ、出願が放棄されたものとみなされる旨を出願人に通知する。

出願が予備的審査要件に適合している場合は、知的財産局は、出願を産業財産登録公報において公開する。

第 12 条 出願の公開

知的財産局は、出願日又は優先日から 19 月目に、特許又は小特許の出願をその産業財産登録公報において公開する。公開は、以下の情報から成る。

1. 発明又は実用新案の主題
2. 国際分類
3. 出願番号及び出願日
4. 出願人の名称及び宛先
5. 発明者の名称及び宛先
6. 要約
7. 図面

第 13 条 特許又は小特許出願に対する異議申立

第三者は、知的財産法第 39 条に従って、産業財産登録公報における公開日から 90 日以内に、特許又は小特許出願に異議を申し立てることができる。書類は、知的財産局が規定する定型様式に従って記入し、かつ、サービス料金を納付するものとし、特許又は小特許出願に対する異議申立請求は、以下の書類を含む。

1. 特許又は小特許出願に対する異議申立請求
2. 異議申立を弁明する裏付書類及び証拠
3. サービス料金の納付領収証

第 14 条 異議申立の審査

特許又は小特許出願に対する異議申立請求は、以下のとおり考慮される。

1. 知的財産局は、異議申立請求を受理したときは、異議申立を特許又は小特許の出願人に直ちに通知する。
2. 出願人は、異議申立請求に関する通知の日から 60 日以内に、自己の意見書をその発明又は実用新案を裏付ける情報及び証拠とともに知的財産局に提出する。
3. 知的財産局は、異議申立人にも意見書の写しを作成する。
4. 知的財産局は、提出された意見書、情報及び証拠を検討する。
5. 異議申立人又は特許若しくは小特許権の出願人の情報及び証拠が完全でないか又は不明瞭である場合は、知的財産局は、両当事者に弁明又は追加の証拠若しくは情報を示すことを

求めることができる。

6. 特許若しくは小特許権の出願人又は異議申立人が求めの日から 60 日以内に弁明せず又は証拠を示さず又は更なる情報を提供しない場合は、知的財産局は、手元にある証拠に基づいて異議申立請求を審査する。

7. 知的財産局は、審査の結果を理由とともに特許若しくは小特許権の出願人及び異議申立人に通知する。

8. 知的財産局は、異議申立請求が合理的であり、かつ、十分な裏付証拠を有すると認められる場合は、特許又は小特許権の出願を拒絶する。

9. 知的財産局は、異議申立請求が合理的でなく、かつ、十分な裏付証拠を有しないと認められる場合は、特許又は小特許権の出願の審査を継続する。

10. 当事者は、通知に納得しない場合は、通知の日から 60 日以内に、知的財産局の最終検討委員会に請求を行うことができる。

第 15 条 実体審査

知的財産局は、特許又は小特許権の出願人の請求に基づいて実体審査を実施する。出願人は、出願日から何時でも、出願の実体審査を知的財産局に請求することができる。ただし、発明については 24 月、実用新案については 6 月を超えない。

出願人は、外国の特許機関又は特許審査に関する国際機関の調査報告の提供を意図し、かつ、審査が完了した日から 3 月以内に報告を提出する。

実体審査は、知的財産法第 41 条に従って行われる。実体審査は、第 13 条及び第 14 条に適合して特許性の要件を満たすか否か並びに知的財産法第 21 条に従って特許又は小特許権を受けられないか否かを決定するために、知的財産局のデータベース及び国際データベースに基づく。

知的財産法第 41 条による外国の特許機関又は特許審査に関する国際機関からの調査報告は、以下の情報を提供する。

- ラオス人民民主共和国において出願された発明又は実用新案に係ること
- 調査及び審査に関する完全な情報を明示すること
- クレームの一部又は全部の承認又は拒絶に関する情報及び特許性の要件を満たす又は満たさない態様を明示すること

特許又は小特許権の出願人が、外国の特許審査機関又は特許審査に関する国際機関により承認され、証明書とともに発行された特許審査報告を提供する場合は、出願人が審査中に受領した通信及び補正(あれば)の写し並びに最終決定を理由とともに添付する。

クレームされる権利の補正がある場合は、これは、出願に明示されたクレームされる権利の範囲を超えてはならない。補正がクレームされる権利の範囲を超える場合は、特許又は小特許の出願人は、当該クレームされる権利の範囲を超えるクレームされる権利に基づく調査及び審査に関する追加情報を提供し又は知的財産法第 41 条に定める審査を知的財産局に請求する。

知的財産局は、出願が知的財産法及び本決定による特許性の要件を満たさないと認められる場合は、出願の拒絶の理由を明示することによる通知を発行する。出願人は、通知の日から 60 日以内に、第 24 条及び第 27 条に従って出願を補正する権利を有する。出願人が所与の期限内に情報又は応答を提供することができない場合は、出願は、放棄されるものとみなさ

れる。

特許又は小特許権の出願人が情報を提供し、応答したが、提供された情報書類又は説明が特許性の要件を満たさないと知的財産局が認めた場合は、知的財産局は、出願に対して最終拒絶を行い、かつ、出願人に通知する。

知的財産局は、十分な正当化理由がある場合は、最初の通知の終了日から 30 日の延長を行うことができる。

第 16 条 発明又は実用新案に関する明細書の構成要素

発明又は実用新案の明細書には、それぞれ以下の情報を含める。

1. 発明又は実用新案の主題
2. 発明又は実用新案に関係する分野
3. 発明又は実用新案の背景
4. 発明又は実用新案の出願の目的
5. 発明又は実用新案の概要
6. 第 17 条に定める発明又は実用新案の詳細な明細書
7. 第 18 条に定めるクレーム
8. 第 19 条に定める要約
9. 第 20 条に定める図面
10. その他の関係書類(あれば)

発明又は実用新案の主題は、化学成分、機械、化学製品又は方法等の発明又は実用新案の種類又は様々な種類の組合せを特定しなければならない。発明又は実用新案の主題は、短く、簡潔かつ記述的でなければならない。

発明又は実用新案の背景は、解決又は改良されるべき技術的課題及び現に存在するものを、関係技術及び解決することができない研究についての説明とともに記載する。当該説明は、既存技術に適合していなければならない。明細書が既に公衆に開示されている発明若しくは実用新案又は特許若しくは小特許を参照する場合は、当該情報を明示する。

発明又は実用新案の概要は、発明又は実用新案の種類、技術分野及び解決又は改良されるべき技術的課題を簡潔に記載する。

第 17 条 発明又は実用新案の詳細な明細書

一般に、明細書、図面及び特許又は小特許権のクレームは、技術的特徴を有するものでなければならない。これらの構成要素は、発明又は実用新案及び特許又は小特許の権利の法的範囲の理解に重要である。解決することができない過誤がある場合は、出願を再提出しなければならない。場合により、特許又は小特許の権利の喪失につながる。

特許又は小特許の出願における明細書は、発明若しくは実用新案又は発明若しくは実用新案を創作若しくは利用する方法及びプロセスを含む創作性を書面で説明する。明細書において使用される用語は、関係技術分野の技術の一般的知識を有する者が発明又は実用新案を創作し、実施することができるように、詳細、簡潔かつ正確でなければならない。かつ、追加の試験なしに利用可能であるべきである。関係技術分野とは、発明若しくは実用新案に関係する分野又はその類似の分野である。

明細書は、発明又は実用新案の範囲を明瞭に特定しなければならない。明細書は、発明又は

実用新案に関する実施の形態又は原理等の、開発された方法、機械、製造、基本的構成要素又は改良の完全な説明を提供しなければならない。

発明又は実用新案が改良である場合は、明細書は、改良に関する部分を具体的に指摘するものとし、かつ、有益かつ理解可能な改良及び部分を具体的に限定しなければならない。

発明又は実用新案の方法が複数ある場合は、発明又は実用新案を創作又は実施する最良の方法を開示し、明示しなければならない。

明細書は、発明又は実用新案の説明に有用な図面を参照しなければならない。

開示された情報は、新規の技術情報の提示に関する規定に従うように補正することができる。

情報の開示は、出願に含まれる明細書、図面及びクレームを含む。

明細書又は図面の全部又は一部を不注意により出願に添付し忘れた場合において、前に提出された出願に基づいて有効な優先日又は出願日があるときは、出願は、検討され、かつ、忘れた情報を出願に含めることにより補正される。特許又は小特許権の出願人は、知的財産局により与えられた期間内に情報を提供する。

第18条 クレーム

特許又は小特許権の各出願は、出願人が自己の発明又は実用新案であると考えた主題を詳細かつ明瞭な用語により明示することによる1又は複数のクレームを有する。

クレームは、特許又は小特許に対する出願人の権利の法的範囲を特定しなければならない。

したがって、クレームは、発明又は実用新案の構成要素のみを具体的に特定するように慎重に起草しなければならない。

クレームは、明細書に明示された発明又は実用新案を箇条書きする。クレームにおいて使用される用語及び表現は明細書に記載されたものと同じのものとし、かつ、当該用語及び表現の定義を参照することができるように明細書に含めなければならない。

クレームは、複数の主題について作成することができ、各主題は、可能な限り異なるものでなければならない。かつ、不正確な主題の追加は認められない。クレームが複数の主題を有する場合は、通し番号が必要で、かつ、関係手数料を納付する必要がある。クレームが多数の構成要素又は手順を有する場合は、出願審査を容易にするために字下げすることにより、各構成要素又は手順を複数行に分ける。

1又は複数の主題を有するクレームは、同一の出願における他のクレームを参照することにより、独立した方法で作成することができる。独立クレームとは、独立した方法での関係クレームのすべての権利の範囲をいう。

複数のクレームが作成される場合は、最小の範囲の限定を有するクレームを最初のクレームとし、かつ、独立クレームを同一の類に分類する。

クレームは、「クレームする」又は「クレームする発明又は実用新案は以下のとおりである」等のより丁寧な又は依頼の態様で提示する。使用される用語は、クレームの一部とはみなされない。

独立クレームの基本形態は、下記のとおり他のクレームに関係しないクレームである。

1. 前文は、クレームされる主題を提示する。発明又は実用新案が改良に関する場合は、前文には、クレームにおけるすべての構成要素又は手順の理解を容易にする全体的説明を含めることができる。

2. 発明又は実用新案の構成要素を提示するために使用される用語。改良に関する発明又は実用新案については、クレームには、「改良は、～から成る」等の用語を含めることができる。

3. 機械若しくは電気器具、方法の工程又は化学成分若しくはバイオマス材料の構成要素の説明及び構成要素間の関係の説明。発明又は実用新案が改良に関する場合は、クレームは、出願人が新規であるか又は改良される発明又は実用新案の一部と考える構成要素、工程及びクレームとの関係を明示する。

一般に、1の特許又は小特許出願は、3の独立クレーム及び15の従属クレームを有することができる。出願の改良又は補正により原出願に明示されたクレームの数を超える追加クレームが生じる場合は、出願人は、手数料及びサービス料金に関する国家主席令に定める追加クレームに係る関係手数料を納付する。

特許又は小特許の出願人は、出願が検討手続中である間は何時でもクレームを補正することができる。補正は、明細書に明示された開示情報の範囲を超えてはならない。原出願におけるクレームは、開示情報の一部であるものとみなされる。

第19条 要約

要約は、技術情報を含むが、開示情報の一部又は保護すべき権利の範囲であるものとはみなされない。一般に、要約は、クレームに関係し、技術情報の開示によって知的財産局及び公衆が発明者の概念を理解するためのものである。

第20条 図面

特許又は小特許の出願人は、発明又は実用新案について理解するために必要な場合は、図面を提供する。図面は、発明若しくは実用新案の図又はその一部を有するのみならず、発明の電気的設計、化学成分の化学構造の図面、グラフ又は発明若しくは実用新案の作用の測定等の、発明又は実用新案の理解を助ける他の図も有する。図面は、各分野において使用される図面の原則に従って作成する。

特許又は小特許の出願人は、発明又は小特許の詳細に基づいて図面を選択するが、発明又は実用新案の詳細を示すために必要な異なる見地を提供する。認められる一般的な見地は、以下のとおりである。

1. 部分の関係又は順序を示す拡張図の見地
2. 一部の分野については、全体的設計を明らかにする見地及び各部分の位置を表示するその他の見地で更なる詳細を示すために拡大が必要である。
3. 平面図の表示とともに、断面に見られる構成要素の特性を示す断面図

出願が多数の図面を有する場合は、異なる見地の図面について簡潔に説明する。

発明又は実用新案の詳細な説明は、各箇所番号を表示することにより、異なる見地の図面に基づく。

一般に、化学、電子、機械及びバイオテクノロジーの原則等の様々な部門において適用される共通原則に沿って、図面の記号及び構成要素等の各技術分野についての図面の原則に従う。

出願の実体が発明又は実用新案の改良に関する場合は、図面は、当該改良及び当該改良と既存技術との間の関係を示す。

第 21 条 発明又は実用新案の新規性評価

新規性評価は、発明又は実用新案に関する情報が他者又は公衆に先に開示されているか否かに基づいて実施され、かつ、出願における各クレームに基づく必要がある。

開示情報、特にクレームに記述されたものと同じの情報であって、クレームにおけるすべての構成要素の情報を開示するものは、発明又は実用新案を知的財産法第 13 条又は第 14 条に従って最早新規ではない。開示情報は、クレームに含まれる必要はなく、発明又は実用新案の明細書に開示することもできる。ただし、クレームに明示された類似の開示は、発明又は実用新案を最早新規でないものにするのに十分である。

開示情報が、出願日前若しくは優先日前に又は仮保護の付与日若しくは出願の再提出に基づく出願日前に、世界の一定の場所において行われた場合は、これは、知的財産法第 13 条又は第 14 条に従って既に開示されたものとみなされる。

以下の行為は、知的財産法第 13 条又は第 14 条による開示情報とみなされる。

1. 1. 世界中の何れかの場所における発明又は実用新案に関する特許又は小特許の付与
1. 2. 世界中の何れかの場所における発明又は実用新案の公開又は開示
1. 3. 世界中の何れかの場所における雑誌、刊行物又はインターネットにおける公開
1. 4. 世界中の何れかの場所における発明又は実用新案の商業的活用
1. 5. 世界中の何れかの場所における口頭又は書面による開示等のその他の形態による開示は、開示情報とみなされる。

発明又は実用新案に関する情報の通信又は送付は、当該通信が秘密保持の拘束下又は故意でなく至った公衆への情報の開示につながる状況下でなされる場合は、当該通信が公表につながる限り、公表とはみなされない。

本条に定める通信は、以下のとおりである。

2. 1. 書面による秘密保持契約に基づくもの
2. 2. 権利所有者の組織又は企業内のもの
2. 3. 家族、親族又は指定された知人内のもの
2. 4. 弁護士又は代理人に対するもの
2. 5. いまだ商業的に利用されていない発明又は実用新案の開発のための支援資金を受ける権利の譲渡を目的とする第三者に対するもの

特許又は小特許の出願は、出願が公開若しくは審査され又は特許若しくは小特許を受けるまでは、開示情報とはみなされない。

第 22 条 進歩性の評価

発明又は実用新案が進歩性を有するか否かの要件については、出願における情報に基づいて及びデータベース又は既存の知識に基づいて評価を実施することが必要である。技術的解決手段は、前記解決手段が一般的特性又は既知の課題の解決手段と類似の特性を有することを理由として、進歩性を欠くとはみなされない。

特許又は小特許の出願人は、発明又は実用新案の保護を請求するための既存の技術的構成要素の組合せは、発明又は実用新案が可能又は不可能であることを保証できないことを考慮する。

進歩性の評価は、以下の点を検討する。

1. 本決定第 21 条による開示された情報に基づく発明又は実用新案の創作時における関連技術情報。発明又は実用新案の明細書に開示された構成要素がクレームに明示されていない場合は、当該構成要素は、進歩性を有するものとはみなされない。
2. 課題の解決手段が、構成要素として既存技術を含み、それぞれが共同作用に必要な工程又は方法であることから、すべて揃って課題解決を達成することができ、かつ、置換え可能である場合に、何れかの工程が欠けている場合は、進歩性を満たさないものとみなされる。
3. 通常の技術知識を有する者が、解決手段が無効若しくは不可能であり又は技術分野における知識に合致しないと理解するが、実際には進歩性を有すること
4. 解決手段が、費用、安全性又は製造目標に関する長年の課題又は主要な課題を示しており、実際に進歩性であること

第 23 条 産業上の利用可能性の評価

発明又は実用新案は、農業、採取、手芸、漁業、サービス産業、娯楽及び健康の活動並びにすべての製品若しくは天然由来又は製造による産物を含め、工業又は商業分野において利用又は再利用することができる場合、産業において利用可能であるものとみなされる。

第 24 条 出願の補正

特許又は小特許の出願人は、知的財産法第 42 条に従って、手数料又はサービス料金を納付することなく、出願が審査される期間中は何時でも出願を補正することができる。ただし、これは、承認、放棄、最終拒絶又は出願の検討の終了の前に行う。補正は、本決定第 26 条に従って提出された原出願において提供された新規の技術情報を超えて提示してはならない。

第 25 条 出願の分割

特許又は小特許の出願は、登録、放棄、最終拒絶の前に又は出願の検討の終了の前に請求を提出することにより、何時でも 2 以上の出願に分割することができ、かつ、出願が原出願から分割されたことを請求書に記述しなければならない。

各分割された出願は、原出願の番号及び出願日を特定することにより、原出願を参照する。原出願は、補正されるが、分割前の実体的開示の範囲を超えてはならない。分割された出願は、本決定第 7 条に従って、補正された原出願とともに提出するものとする。各分割された出願は、原出願に基づく出願日を取得することができ、かつ、関係する公式手数料及びサービス料金を納付する。

分割された出願は、特許出願から小特許出願に変更することができ、逆もまた同様である。保護の種類を変更した出願は、出願日又は優先日(あれば)を取得することができる。出願が特許から小特許に変更された場合は、納付された手数料及びサービス料金は還付されない。小特許出願から特許出願への変更については、一般的な特許出願の手数料及びサービス料金と同一の追加の手数料及びサービス料金を納付する必要がある。

第 26 条 新規の技術情報

新規の技術情報とは、提出された特許又は小特許の原出願に開示されていない情報の提示である。当該情報は、出願に提示された明細書、クレーム又は図面への追加、範囲設定又は実

体的補正から成り得る。

第 27 条 出願の補正に使用することができる情報

出願の補正に使用することができる情報は、出願において開示された技術情報に直接関係する情報である。当該情報は、出願に記述されていなくてもよいが、提出された原出願において言及された構成要素から分離することができない特定の情報である。一般に、化学的及び物理的特性は、関係技術の知識を有する者により認知され、かつ、出願に詳細を明示することなく理解可能である。

出願の補正に利用可能な情報は、発明若しくは実用新案の明細書又はクレームの範囲の特定に使用された技術分野において周知の情報である。

第 28 条 追加情報の請求

知的財産局が情報又は添付書類の完全性について疑義を有する場合は、局は、通知の日から 90 日以内に、情報又は書類の完全性を証明する証拠を提供するべき旨を出願人に通知する。

第 29 条 秘密保持及び書類ファイルの利用

知的財産局の手中であり、いまだ公開されていない出願に関する書類ファイル及び書類は、秘密にしておかなければならない。出願に記名された出願人又は発明者以外の者は、書類ファイル又は書類における情報を利用することができない。

一般の者は、知的財産局により既に公開された特許又は小特許の出願に関する書類ファイル、書類を利用又は複写することができ、かつ、関係するサービス料金を納付する。知的財産局からの書類ファイルの変更、破棄又は移動は認められない。知的財産局は、本条の要件に違反し又は従わない者が書類ファイルを今後利用することを禁止する権利を有する。

第 30 条 特許又は小特許権の付与

出願が知的財産法及び本決定に定める特許又は小特許の受理の要件に適合している場合は、知的財産局は、特許又は小特許の付与について出願人に通知し、かつ、規則による手数料を納付するべき旨を出願人に通知する。出願人がすべての手数料を納付した後、知的財産局は、特許又は小特許を付与し、かつ、関係情報を登録簿及び知的財産局のデータベースに文書で記録する。

第 31 条 特許又は小特許の付与の公告

知的財産局は、特許又は小特許権の付与を、知的財産法第 44 条に定めるその産業財産登録公報において公告する。

公告が出願人又は知的財産局からの不正確な情報を含む場合は、出願人は、訂正された情報を公告するよう知的財産局に請求することができる。請求は、公告の初日から 60 日以内に行い、かつ、手数料は無料とする。当該期間を超えた場合は、知的財産局は、これを考慮しない。

第3章 特許又は小特許権の付与後の手続

第32条 特許又は小特許が付与された後の訂正

特許又は小特許の所有者は、知的財産局が規定する定型様式に従って、名称、宛先又は出願人の名称及び宛先に関する情報の訂正の申請を知的財産局に提出し、かつ、サービス料金を納付することができる。

知的財産局は、すべての変更をデータベースに記録し、登録を文書で記録し、かつ、産業財産登録公報において公告する。

第33条 特許証又は小特許証の複製物の請求

特許又は小特許の所有者は、裁判所における法的手続のための証拠、国外における特許又は小特許の出願及び複製物を証明書原本の代わりに使用するために、証明書の複製物を請求することができる。証明書原本が損傷又は紛失した場合は、特許又は小特許の所有者は、知的財産局が規定する定型様式に従って証明書の複製物の請求を知的財産局に提出し、かつ、サービス料金を納付する。

第34条 虚偽の又は誤認を生じさせる情報に起因する特許又は小特許の取消

知的財産局が、出願審査中に、特許又は小特許の情報が虚偽若しくは誤認を生じさせるものであり、情報を隠蔽し又は法律に違反若しくは抵触する行為を示すことが既存の又は第三者が提供した情報により明らかにされると認められた場合において、当該情報が確認されたときは、知的財産局は、特許又は小特許の行政取消を行う。

知的財産局は、取消手続について直ちに特許又は小特許の出願人、特許又は小特許の被譲渡人に通知する。出願人が知的財産局の取消に同意しない場合は、出願人は、本決定第49条に定める最終的な行政審査の請求を最終検討委員会に提出することができ又は出願人は、請求をラオス人民裁判所に提出することができる。

知的財産局は、出願が取り消される可能性又はその他の手続に関する勧告を行わず、かつ、知的財産局は、出願人に対し、出願を裏付ける理由又は一定の証拠についての法的助言を行わない。

第35条 特許又は小特許の取消又は削除

第三者は、知的財産法第44条に従って、産業財産登録公報における公告の日から5年以内に、取消又は削除請求を知的財産局に提出することができる。特許又は小特許の取消又は削除請求の提出は、知的財産局の定型様式に従うものとし、かつ、手数料を納付しなければならない。

公告の日から5年後に、第三者は、取消又は削除請求を人民裁判所に提出して、当該請求の手続を進めることができる。

知的財産局は、第三者から取消又は削除請求を受理したときは、特許又は小特許の所有者に通知する。

特許又は小特許の所有者は、局の通知の日から60日以内に、意見書を知的財産局に提出することができる。

知的財産局は、特許又は小特許の取消又は削除証明書を発行し、かつ、特許又は小特許の所

有者に通知する。所有者が意見書を提出しない場合は、所有者は、自己の特許又は小特許の取消又は削除に同意したものとみなされる。

知的財産局は、知的財産法第 139 条に定めるとおり、第三者がラオス人民裁判所に訴訟を提起し、かつ、裁判所が特許又は小特許を取り消し又は削除する最終判決を下した場合は、特許又は小特許を取り消し又は削除する。

知的財産局は、特許又は小特許の取消又は削除証明書を所有者及び請求人に通知する。

知的財産局は、これをデータベースに記録し、かつ、取消又は削除を産業財産登録公報において公告する。

第 36 条 保護期間及び保護期間の維持

特許は、出願日から 20 年の保護期間を有する。

特許の保護期間を維持するためには、特許の所有者は、前払年金及びサービス料金を納付する。特許の保護期間を最初の 4 年間維持するための手数料は、出願時の手数料及びサービス料金に含まれる。所有者は、保護期間を 5 年目以降維持するために、公式手数料及びサービス料金を納付する。

小特許は、出願日から 10 年の保護期間を有する。

小特許の保護期間を維持するためには、小特許の所有者は、前払年金及びサービス料金を納付する。特許の保護期間を最初の 1 年間維持するための手数料は、出願時の手数料及びサービス料金に含まれる。所有者は、保護期間を 2 年目以降維持するために、手数料及びサービス料金を納付する。

特許又は小特許の所有者は、あらかじめ保護期間を維持するために、毎年の満了日前 6 月以内に公式手数料及びサービス料金を納付することができる。知的財産局は、公式手数料及びサービス料金を納付するための通知を所有者に発行しない。局は、公式手数料及びサービス料金が前納されなかったために特許又は小特許が失効する旨のみを所有者に通知する。

所有者が所与の期間内に公式手数料及びサービス料金を納付しない場合は、知的財産局は、保護期間の満了日から 6 月間、期間を延長することができるが、所有者は、遅延の罰金を納付する必要がある。

第 37 条 権利移転及び権利移転の記録

特許又は小特許の所有者は、自己の権利の一部又は全部を、契約の締結、相続又は譲渡により、個人、法人又は組織に移転することができる。

特許又は小特許権が譲渡された場合は、譲渡人又は被譲渡人は、局の定型様式に従って、譲渡を知的財産局に通知し、局は産業財産登録公報において公告し、かつ、被譲渡人に移転証を発行する。被譲渡人が譲渡を通知する者である場合は、同人は、書類を譲渡人に送付する。

産業財産登録公報において公告する権利移転に関する情報は、以下のとおりである。

- 被譲渡人の名称及び宛先
- 譲渡証の番号
- 特許又は小特許の出願番号
- 譲渡日

特許又は小特許に関する法人又は組織の当該所有権の移転がある場合は、これは、移転書類

に定める要件を遵守する。別段の定めがない場合は、法人又は組織の当該所有権の移転は、当該法人又は組織の当該特許及び小特許のすべての権利の移転とみなす。

弁明の必要又は疑義がある場合は、知的財産局は、追加の情報及び書類を提供すべき旨を、譲渡を通知する個人、法人又は組織に通知することができる。

譲渡は、当事者が当該権利の移転を通知し、かつ、当該権利が知的財産局に登録されていない限り、当事者に対して効力を生じない。

第 38 条 特許及び小特許の使用許諾

特許又は小特許の所有者は、権利の一部又は全部から利益を求めるために自己の特許又は小特許を使用することを個人、法人又は組織に許諾することができる。許諾は、ライセンス契約を締結することにより行うことができるが、当該契約は、知的財産法第 47 条による特許又は小特許の所有権の移転に関する合意とはみなされない。

法人又は組織が他者から特許又は小特許の使用許諾を受領したが、法人又は組織の所有権の移転もあった場合は、特許及び小特許の使用許諾は、ライセンス契約又は所有権移転書類に別段の定めがない限り、法人又は組織の所有権とともに移転されるものとみなされる。

法人又は組織が他者から特許又は小特許を許諾されたが、法人又は組織の所有権の移転が生じた場合は、特許又は小特許を使用するライセンス契約は、ライセンス契約に別段の定めがない限り、無効とはみなされない。

第 39 条 特許又は小特許の所有者の承認を得ない使用の許可

特許又は小特許の所有者の承認を得ない使用の許可は、知的財産法第 64 条に従う。本決定では、上記の知的財産法第 64 条に定める意味に加えて、以下のいくつかの意味が存在する。

1. 国家非常事態若しくは非常事態又は最も緊急かつ深刻な状況は、ラオス人民民主共和国において慣行により総理大臣が宣言した場合に限り、発生しているものとみなされる。
2. 政府が認める場合であって、商業目的でない使用は、補償及び支払手続は、政府への補償請求に関する規則に従う。
3. 発明又は実用新案をラオス人民民主共和国における需要を合理的に満たすために実施しないことに基づく使用許可は、以下のとおり証拠を示す必要がある。
 - 3.1. ラオス人民民主共和国において特許又は小特許を使用するために必要な適正な額を特定すること
 - 3.2. 現在の需要に対応することができる範囲を設定し、対応すべき需要範囲を評価すること。

対応範囲の評価は、国内製造及び輸入に基づく需要に対する対応を含む。

第4章 特許及び小特許の出願並びにその他の手続の代理人

第40条 特許及び小特許登録及び／又はその他の手続を受けられる者

知的財産法第26条に定める特許又は小特許についての保護及びその他の手続を受けられる者を代理することができる者は、以下の基準を満たさなければならない。

1. 複数の共同所有者を有する単一出願がある場合は、共同所有者の中から1の者を、出願を提出するための代表者として選任しなければならない。
2. ラオス人民民主共和国において法的活動に従事する免許を受けた弁護士
3. 知的財産代理人
4. 法人又は組織の代表者又は職員
5. 登録出願人に雇用された個人

特許又は小特許の外国の出願人については、ラオス人民民主共和国において法的活動を実施することを認可された知的財産代理人又は弁護士を通じてのみ出願を提出する。

代理人になることができる者は、知的財産権に関する知識を有し、ラオス人民民主共和国に居所を有し、かつ、知的財産局の承認を受けなければならない。

第41条 代理人の選任

代理人は、特許若しくは小特許の出願人又は許諾者が署名した委任状により選任された者とする。

特許又は小特許の共同出願人が多数存在する場合は、委任状は、死亡者を除く全員の署名を必要とする。

本決定第42条及び本章のその他の要件に定めるとおり、特許又は小特許の出願人は、多数の代理人を選任することができる。ただし、選任されたすべての者の宛先が同一であることを条件とする。

第42条 委任状

委任とは、権利の所有者が自己の代理として正当に行為を行うことを1又は複数の者に委任することをいう。

委任状は、以下を明示しなければならない。

1. 代理の要件及び範囲
2. 知的財産局への手続を実施するために付与された権限
3. 期間(あれば)
4. 許諾者は、サービス及び知的財産局とのやり取り中に生じた費用に対する補償を受ける代理人の権利に影響を及ぼすことなく、何時でも解除することができる。

知的財産局は、委任状の要件が法令に抵触しない限り、委任状に定める要件を認める。

知的財産局は、1の委任状は1の出願のみに特別に適用されるものとみなす。委任状に代理の委任又はその他の関係手続の範囲及び期間を表示しない場合は、委任状の有効性は、出願に関する手続又はその他の手続が完了したときに失効するものとみなされる。

委任状は、書面で作成し、かつ、許諾者の署名を含めなければならない。委任状を発行する者が法人又は組織である場合は、委任状には、法人又は組織の授権された者の署名がなければならない。

第 43 条 代理の終了

代理は、許諾者が委任状を取り消し又は代理人が代理人であることから自ら退いた場合に終了する。代理人が代理人であることから自ら退いた場合は、知的財産局及び許諾者に通知しなければならない。

第5章 特許又は小特許の付与に関する審理及び行政紛争の解決

第44条 審理及び訂正

知的財産局は、誤りを防止し、訂正するために必要な行政措置を実施することにより、特許又は小特許の付与を審理する権利を有する。

第45条 行政審理

個人、法人又は組織は、場合に応じて以下のとおり、知的財産局からの通知の日後90日以内に、誤りを有するか又は法令に定める要件を遵守しない自己の特許又は小特許の付与に関する手続の審理を知的財産局に請求することができる。

1. 手数料又はサービス料金を納付することなく、知的財産局により発生した誤りの訂正を請求する、又は
2. 特許又は小特許の出願人により発生した誤りの訂正を請求し、かつ、サービス料金を納付する、又は
3. 以下の裏付情報により審理を請求する

3.1. 審理のための要件又は合意

3.2. 事実及び法的背景

3.3. 検討するよう知的財産局に請求する措置

請求は、サービス料金を納付することなく、請求人が審理又は最終的な行政審理の請求を裏付けると考える弁明又は説明を含むことができる。

第46条 一時中断の請求

本決定第45条に定める行政審理の請求は、第三者の利益を考慮することにより、公正さのために、審理の対象であるか又は最終的な行政審理の対象である知的財産局の検討手続の一時停止の請求を含むことができる。

第47条 再検討

知的財産局は、特許又は小特許の付与の審理の請求を受理するが、請求人は、自己が本決定を遵守していないと考える検討結果の審理の請求を裏付ける十分な理由を有さなければならない。

請求人は、審理結果に納得しない場合は、審理結果に関する知的財産局の通知の日から30日以内に、知的財産局の最終検討委員会に最終的な行政審理を請求することができる。請求人が所与の期間内に行為を行わない場合は、これは、放棄されるものとみなされる。

第48条 最終的な行政検討手続

特許又は小特許を知的財産局に出願する個人、法人又は組織は、サービス料金を納付することにより、最終的な行政検討審理を最終検討委員会に請求する権利を有する。

最終的な行政検討の請求の原因となる承認、確認、拒絶又は検討にかかわる知的財産局の技術職員は、最終検討委員会に情報を提供するために、法的原則及び事実に関する弁明を行う。

最終検討委員会は、勧告を行うために専門家を招くことができる。最終検討委員会は、本条

に従って最終検討手続を実施し、かつ、関係する法的原則及び事実を特定することにより、その決定の覚書を書面で作成する。当該覚書は、最終検討手続を発生させた者に送付される。この最終検討は、申立人が本決定第 45 条 3 による必要な情報を提供することができない場合は無効となる行政手続である。

委員会は、申立人に委員会の決定に関する通知を発行するために、最終的な行政検討の請求を覚書とともに知的財産局に送付し、これにより、行政検討手続は終了したものとみなす。

第 49 条 最終検討委員会

知的財産局は、特許又は小特許の付与に関する承認、認証、拒絶又は検討結果に関する最終的な行政検討を実施する最終検討委員会を設置する。

委員会は、独立であり、知的財産局内の何れの部門にも属さない。委員会は、恒久的に又は一時的に設置することができる。

最終的な行政審理の請求の原因となる承認、認証、拒絶又は要件若しくは合意の設定にかかわる者は、委員会の委員となることができない。

第6章 複製物の作成

第50条 損傷又は紛失した書類の複製物

特許又は小特許の付与に関する出願又はその他の書類が損傷又は紛失した場合は、知的財産局は、前記書類の複製物を作成する。

第51条 書類の複製

知的財産局は、損傷又は紛失した書類一式又はその他の書類を複製する。出願又はその他の手続に関する書類一式又はその他の書類が損傷又は紛失した場合は、知的財産局は、出願人又は書類一式の所有者に対し、関係する書類又は知的財産局との通信の記録の写しを送付し、かつ、記録されていないが、特許及び小特許登録出願人又は書類一式の所有者が認識している知的財産局との通信に関する書類又は書類一式を含む写しの正確性及び完全性を確認するよう提案する。

第7章 特許及び小特許保護組織

第52条 監督機関

科学技術省の知的財産局は、知的財産法及び本決定の要件に従って、特許及び小特許の出願を審査し、特許又は小特許を発行する責任を負う。

第53条 知的財産局の権利及び義務

知的財産局は、以下の権利及び義務を有する。

1. 特許又は小特許に関する決定の公告、通達、通知の発行
2. 特許及び小特許に関する決定の公告、勧告の発出及び通知の発行
3. 特許及び小特許の管理及び保護のための立法及び規則の調査及び省への提案
4. 登録、更新及び名称又は宛先の変更の記録に係る申請の受理及び検討並びに特許及び小特許に関する使用許可、権利の移転又はその他の提案
5. 特許及び小特許情報の記録及び保持
6. 知的財産局のデータベースからの特許及び小特許調査サービスの提供
7. 特許及び小特許登録に関する登録、拒絶、取消又は削除及びその他
8. 特許及び小特許登録出願に対する異議申立請求の調査及び検討
9. 特許及び小特許登録に関する行政審理請求の調査及び検討
10. 特許及び小特許に関する上訴請求の調査及び検討
11. 特許及び小特許登録についての実施の奨励及び促進
12. 科学技術省により割り当てられたその他の権利及び義務の履行

第54条 地方及び首都ビエンチャンの科学技術局の権利及び義務

地方、首都ビエンチャンの科学技術局は、以下の権利及び義務を有する。

1. 特許及び小特許の所有者の管理、監視、検査及び促進
2. 関係部門との調整
3. 知的財産局により割り当てられたその他の権利及び義務の遂行

第8章 最終規定

第55条 実施

知的財産局，地方及び首都ビエンチャンの科学技術局は，本決定を厳格に実施するために関係部門と協力することを割り当てられる。

第56条 施行

本決定は，署名後及び公報における公告から15日後に施行される。

本決定は，特許及び小特許に関する知的財産法の実施に関して，2012年9月20日付けの科学技術大臣決定 No. 752 を置き換える。

本決定に抵触する要件及び決定は，無効とする。